

●香川県公告第四百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社京屋

徳島県徳島市伊月町三丁目八番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

キョーエイ松島店

高松市松島町二丁目七番九号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

大規模小売店舗における小売業を廃止する者

三木民也

高松市内町三一二〇

株式会社ワイズテック

高松市林町二二七

4 変更年月日

平成十五年二月二十八日

5 変更理由

当該大規模小売店舗において小売業を行う者のうち二者が退店したため

二 届出年月日

平成十五年六月九日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年六月二十四日（火曜日）から同年十月二十四日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年十月二十四日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ